平成２７年（フ）第１０４３２号
東京都板橋区新河岸２丁目10―13―303
破産者　坂本　義則
1　決定年月日　平成28年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９７号
東京都豊島区池袋２丁目72番10号
破産者　株式会社ヤマシナホームイング
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４３１号
千葉県柏市十余二248番地コーポ伊東101号
破産者　田川　　満
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５１４号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地２棟401号野田谷方、商業登記簿上の本店東京都渋谷区代々木２丁目23番１―908号
破産者　株式会社ケイジェイシーインターナショナル
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５１５号
千葉県柏市大津ケ丘３丁目17番地２棟401号
破産者　野田谷雄治
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５２２号
千葉県柏市逆井藤ノ台30番地３　シバハウス205号
破産者　秋岡　繁久
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４２号
千葉県松戸市新松戸７丁目221番地　サンライトパストラル五番街Ｄ―606
破産者　水谷　　啓
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５４４号
千葉県柏市大津ケ丘２丁目31番地８棟104号
破産者　伊藤　幸雄
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第５７０号
千葉県柏市高南台１丁目30番地２　フォリウムM202
破産者　萩尾　　博（旧姓田邉）
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１３７５号
東京都世田谷区松原１―27―10―201、住民票上の住所東京都渋谷区富ヶ谷１丁目10―２―４Ｆ
破産者　寺沢正一郎
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第８６２４号
東京都江東区枝川１丁目14―20―604
破産者　蘇原　和博
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１６号
沖縄県宜野湾市普天間１丁目34番１号　第三壮美アパート101号室
破産者　有限会社ＡＴＯＭＩＣＳ
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第９１９号
東京都立川市一番町６丁目３番地の１立川一番町東59棟202号
破産者　丸山　　明
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第９３９号
東京都町田市森野１丁目３番415号
破産者　脇野智恵子
1　決定年月日　平成28年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第１６８４号
札幌市白石区東札幌２条６丁目10番19号　第３あずまマンション206号
破産者　加藤　靖史
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２７４号
北海道稚内市中央４丁目13番７号
破産者　真宮いつみ
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１８１号
秋田市外旭川字神田280番地24
破産者　石井　　広
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１９３号
秋田市新屋表町４番６号
破産者　髙橋　大樹
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０９号
秋田市横森１丁目18番５号
破産者　鎌田広正こと　鎌田　**廣**正
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第８９号
福島県郡山市田村町金屋字マセ口９番地
Ｃ．Ｒ黄色いかぼちゃ金屋１Ｆ00号、開始決定時の住所福島県郡山市田村町金屋字マセ口９番地　Ｃ．Ｒ黄色いかぼちゃ金屋208号
破産者　白石三智子
1　決定年月日　平成28年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係